



7 予 危 第 5 8 2 号

令和 7 年 1 1 月 1 9 日

一般社団法人 日本私立大学連盟

事務局長 山下 隆一 様

東京消防庁

予防部長 伊勢村 修隆



学園祭等で使用する危険物の取扱いに関する法令の遵守について（依頼）

平素より、消防行政に格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、当庁管内の大学の学園祭の模擬店で使用する発電機用のガソリンを、ガソリンスタンドの従業員に申し出なく灯油用ポリエチレン缶に注油し、大学に運搬する消防法違反となる事案が確認されました。

平成 2 5 年には京都府福知山市の花火大会で露天商店舗が発電機に使用していたガソリンの火災により多数の死傷者が発生しております。この火災ではガソリン用の携行缶が使用されていましたが、今回のように灯油用ポリエチレン缶にガソリンを保管することは、静電気による着火の危険性も高く、学園祭で人命への危険が及ぶ火災が発生する恐れがありました。

つきましては、貴団体に加盟している東京都内の各大学に下記の事項について周知していただき、大学の学園祭において法令の遵守及び事故防止に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 計画段階で、危険物を使用する場所、数量、油種等を把握すること
- 2 危険物を使用する場合には、事前に消防署へ相談すること
- 3 危険物を取り扱う者に、別紙を参考にガソリンの危険性とその取扱いについて周知すること
- 4 大学側で危険物の使用実態を確認し、法令違反状態を生じさせないこと

問合せ先

〒100-8119 千代田区大手町 1 - 3 - 5			
東京消防庁予防部			
危険物課製造所規制係	市川	溝田	
電話	03-3212-2111	内線	4845